

仁淀川（国管理区間）の河川砂利等の 採取希望者を募集します！

高知河川国道事務所では、仁淀川（国管理区間）の洪水等で堆積した土砂により河床が上昇した箇所において、河床掘削工事の代行を条件とした河川砂利等の採取希望者を募集します。

河床掘削を予定している新居箇所、用石箇所、大内箇所、波川箇所のうち、最下流の新居箇所において採取希望者を募集します。

■申し込み期間

令和 4 年 7 月 5 日（火）から令和 4 年 7 月 2 9 日（金）まで

■掘削（採取）の場所

仁淀川水系 仁淀川 距離標 1 k 2 ~ 1 k 4（高知市春野町西畑地先）

■全体予定数量

30,000 m³

■掘削（採取）の期間

許認可日から令和 5 年 2 月 2 8 日（火）まで

※申し込み方法等の詳細については、添付の「募集要領」をご参照下さい。

本施策は、四国圏広域地方計画「No. 1 南海トラフ地震を始めとする大規模自然災害等への「支国」防災力向上プロジェクト」の取組に該当します。

問い合わせ先

国土交通省 四国地方整備局 高知河川国道事務所
電話 088-833-6904（河川管理課）

副所長（河川）大谷 正彦（内線 204）
○河川管理課長 東 泰志（内線 331）

○主たる問い合わせ先

位置图

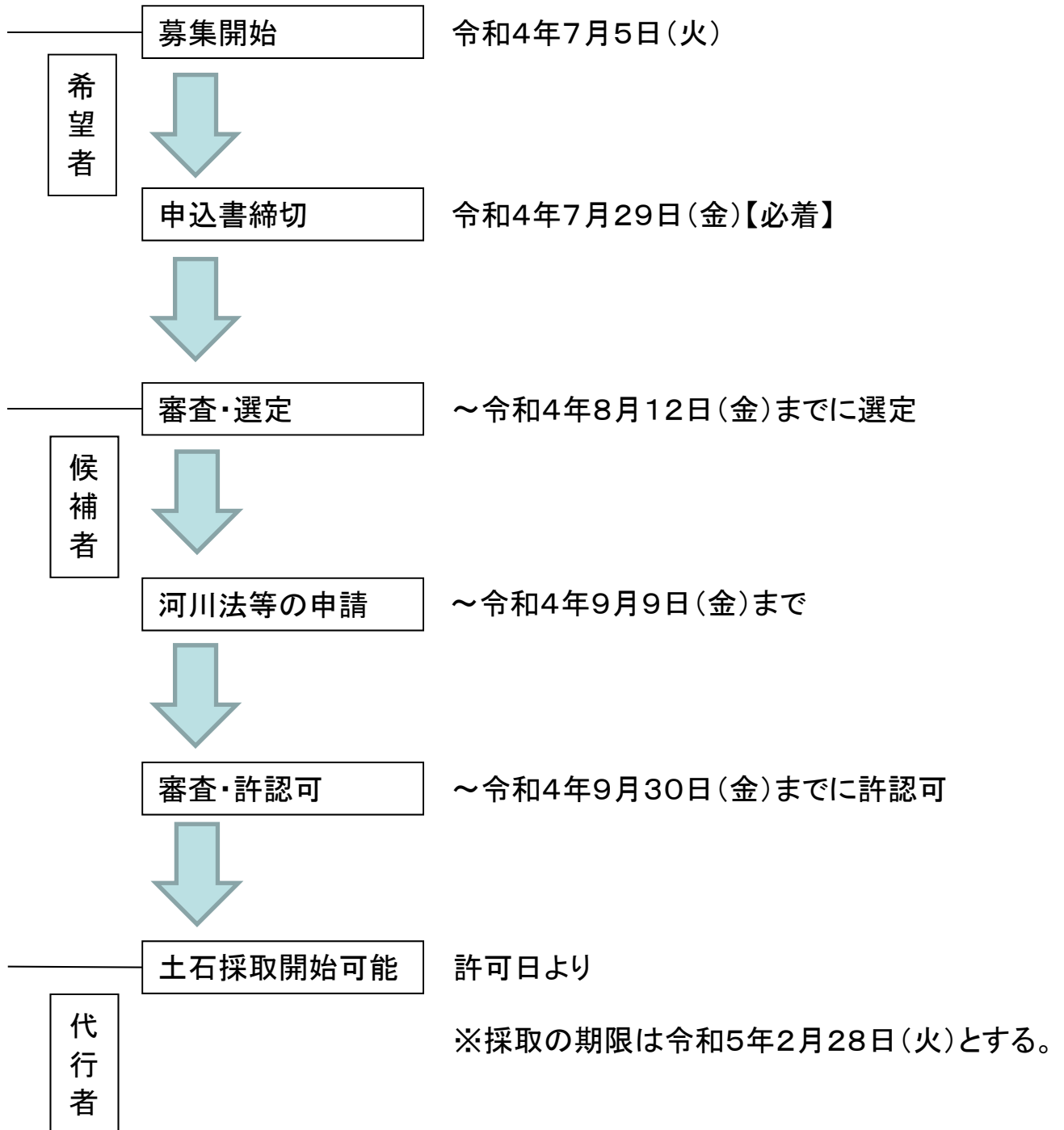


平面图(航空写真)



公募掘削対象範囲

仁淀川水系仁淀川公募掘削スケジュール(案)



一級河川仁淀川水系仁淀川における
河床掘削工事の代行を条件とした河川砂利等の採取希望者 募集要領

1. 募集の趣旨

国土交通省（以下「河川管理者」という。）は、一級河川仁淀川水系仁淀川において、河川管理上、河床掘削工事が必要と判断し、かつ当該工事の施工に伴い砂利等の発生が見込まれるため、河川法（昭和39年法律第167号）第20条に基づく承認を受けて工事を施工し（以下「代行工事」という。）、併せて河川法及び砂利採取法（昭和43年法律第74号）の規定に基づき当該砂利等の取得を希望する者（以下「希望者」という。）を募集します。

応募される方は、本募集要領をお読みいただき、次の各事項をご承知の上、お申し込みください。

2. 募集対象箇所等

(1) 河川の名称

一級河川 仁淀川水系 仁淀川

(2) 掘削（採取）の場所

仁淀川水系 仁淀川 1k2～1k4 高知市春野町西畑地先
（別添位置図、平面図及び航空写真のとおり）

(3) 掘削（採取）に係わる土地の面積

16,000 平方メートル
（別添平面図のとおり）

(4) 掘削（採取）できる砂利等の数量

レキ質土 予定数量、30,000立方メートル
希望数量が上記数量に達しない場合でも応募が可能です。
（ただし、希望数量は全量を採取すること。）

(5) 掘削（採取）の深さ

（別添横断面図のとおり）

(6) 掘削（採取）の期間

許認可日～令和5年2月28日

(7) 河川管理者は、本募集要領の6に定める審査を行い、適切に代行工事を行うことができると思われる者（以下「候補者」という。）を選定するものとする。

3. 手数料及び土石採取料

認可を受けようとする者は、砂利採取法第35条の規定により、砂利採取法施行令（昭和43年政令第241号）第3条表中の手数料を納付しなければならない。また、河床掘削工事の代行を条件とした河川砂利等の採取であるため、採取料を免除する。

4. 応募資格要件

希望者は、次に掲げる要件に該当するものとする。

(1) 砂利採取法第3条に規定する砂利採取業者の登録を受けていること又は申込み締

め切り日の令和4年7月29日までに登録を受ける見込みであること。

- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する建設業の許可（土木工事業に限る。）を受けていること又は申込み締め切り日の令和4年7月29日までに登録を受ける見込みであること。
- (3) 業務主任者を河床掘削の工事現場に専任で配置できること。
- (4) 次の①から⑤までの欠格事項のいずれにも該当しない者
 - ①当該作業を実施する能力を有しない者。
 - ②破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない者。
 - ③採取希望申込書の提出期限前2年以内に、河川法、砂利採取法及び採石法（昭和25年法律第291号）に係わる違反による有罪判決、起訴（訴訟中を含む。）又は重大な行政処分を受けた者。
 - ④会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続きまたは再生手続きの開始の申立てがなされて、更正手続開始の決定又は再生計画認可の決定がなされている者。
 - ⑤過去3年間で法人税、所得税、消費税の滞納がある者。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) なお、次の①から⑤の事項に該当した場合は、審査の対象から除外とする。
 - ①提出書類の必要事項に記載がない場合あるいは必要な書類が添付されていない場合
 - ②提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ③期間内に必要な書類等が提出されなかった場合
 - ④提出書類への質問に対して回答が得られなかった場合
 - ⑤その他不正行為があったと認められる場合

5. 応募申込み手続き等

(1) 応募申し込み手続き

希望者は、次の書類を四国地方整備局高知河川国道事務所河川管理課へ提出すること

- ①申込書（様式1）
- ②採取計画概要書（様式2）
- ③誓約書（様式3）
- ④砂利採取法第3条の砂利採取業者登録通知書の写し
- ⑤建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する建設業の許可（土木工事業に限る。）の写し
- ⑥当該事務所の業務主任者の氏名及び砂利採取業務主任者試験合格証の写し

(2) 申込み方法

①郵送で申込み場合

申込み受付期間 令和4年7月5日から令和4年7月29日

【令和4年7月29日必着のこと】

送り先 〒780-8023 高知県高知市六泉寺町96-7
四国地方整備局 高知河川国道事務所 河川管理課

②持参する場合

申込み受付期間 令和4年7月5日から令和4年7月29日
【午前9時から午後5時まで、ただし、土・日・祝日を除く】

提出先 〒780-8023 高知県高知市六泉寺町96-7
四国地方整備局 高知河川国道事務所 河川管理課

(3) 質問書の提出

質問書の提出期限は、令和4年7月22日とする。

上記期間内に四国地方整備局高知河川国道事務所河川管理課宛（FAX 088-831-8570）に、任意様式に必要事項を記入して FAX で送付すること。回答は遅滞無く質問者に回答する。なお、質問書送付時には、電話により確認を行うこと。（TEL 088-833-6904）

6. 審査について

- (1) 河川管理者は、提出書類により応募資格の確認を行う。
- (2) 希望者の審査方法は、採取計画概要書（様式2）の内容を審査の上、総合的に判断し、候補者を選定する。ただし、審査の結果、採取計画概要書に記載された内容に差異が認められない場合は、希望者のくじによる抽選にて選定する。
- (3) 採取計画概要書における審査項目は次に掲げるものとする。

- ①採取計画希望数量及び工程
- ②掘削に伴う災害及び事故防止のための方法及び施設
- ③砂利等の搬出における安全対策及び清掃方法
- ④業務主任者の資格

(4) スケジュール（案）

申込書締切	令和4年7月29日（金）
審査・選定	～令和4年8月12日（金）までに選定
河川法等の申請	～令和4年9月9日（金）まで
河川法等の許認可	～令和4年9月30日（金）までに許認可
土石採取開始可能	許認可日～令和5年2月28日（火）

(5) 審査結果の通知

前項の審査結果を書面で希望者に通知するものとする。
審査結果に対して疑問がある者は、結果通知日から1週間以内に文書で質問することができる。質問者は5.（2）申込み方法に示す宛先に提出すること。

7. 河川法及び砂利採取法の許認可手続き

(1) 申請手続き

審査結果の通知で候補者に選定された者は、速やかに次の①、②の関係書類（以下「申請書」という。）を添えて、河川法第20条、第25条及び砂利採取法第16条に基づく申請を行うこと。

なお、これらの申請を行い、許可を受けて代行工事を行う者を、「代行者」とい

う。

①河川法第20条の承認及び同法第25条申請

- ・承認および許可申請書
- ・事業の計画概要
- ・位置図
- ・平面図
- ・面積計算図
- ・面積計算書
- ・土量計算書
- ・横断面図

②砂利採取法第16条申請

- ・採取計画認可申請書
- ・砂利採取法第3条の砂利採取業者登録通知書の写し
- ・砂利採取場を管理する事務所の名称、住所及び連絡先
- ・業務主任者の氏名及び砂利採取業務主任者試験合格証の写し
- ・業務主任者が砂利採取場において認可採取計画に従って砂利の採取が行われるよう監督するための計画書
- ・搬出経路を明示した図面

※申請書の提出部数は正本1部、副本1部の計2部とする。

(2) 申請書の提出方法および提出先

申請書は、下記宛先まで郵送又は持参にて提出すること。

提出先 〒781-0301 高知県高知市春野町弘岡上1992

四国地方整備局 高知河川国道事務所 仁淀川出張所

(3) 提出期限

申請書の提出期限は、令和4年9月9日とする。特段の理由なく、この期限内の申請を行わない場合は、候補者の選定を取り消すことがある。

(4) 河川法第25条の許可及び砂利採取法第16条の認可の際に付すことを予定している条件の内容

- ①許可の期間中、採取区域の周辺の見やすい場所に砂利採取法第29条に定める標識を設けなければならない。
- ②採取又は運搬にあたっては、河川管理施設等を損傷しないように留意し、万一損傷したときは、速やかに高知河川国道事務所長（以下「事務所長」という。）に届け出てその指示に従わなければならない。この場合において、原状回復に要する費用は代行者の負担とする。
- ③砂利採取及びそれに関連する諸設備その他の施設の用途を廃止したときは、事務所長の指示に従い代行者が費用を負担して原形に復旧しなければならない。
- ④採取の跡地の埋め戻し、廃土の処理等はその都度、流れに支障のないように平に整地しなければならない。
- ⑤運搬路（堤防、天端を含む。）は維持、補修を行い、常に良好な状態に保たなければならない。
- ⑥採取又は運搬にあたっては、その行為に伴う危険を防止するための必要な措置を

講じなければならない。なお、河川内への進入路は仁淀川右岸1k2付近の堤外側坂路の利用を予定しているが、採取又は運搬に必要な仮設物は、代行者の負担で設置することし、採取完了後、速やかに撤去しなければならない。

- ⑦河川利用者、民地所有者、占用者等、第三者への危害を及ぼさないよう、より一層の安全対策を講じなければならない。
- ⑧環境上影響の出る水際部は掘削せず、以降の掘削に支障とならない形状及び進入路を確保すること。
- ⑨濁水対策等について適切に実施し、必要に応じて汚濁防止対策を講じること。
- ⑩現場より発生した不要物（草、木、流木、ゴミ等）及び建設廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づくほか、「建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について（通知）」（平成23年3月30日付け環境省環産第110329004号）及び建設副産物適正処理推進要綱（平成5年1月12日付け建設省経建発第3号）に準拠し、代行者の費用において適正に処理しなければならない。
- ⑪現場より発生した特定建設資材については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に準拠し、分別・再資源化等を代行者の費用において適正に処理しなければならない。
- ⑫この認可に係わる行為に着手するとき及び行為を完了したときは速やかに事務所長に届け出て検査を受けなければならない。
- ⑬採取時間その他採取行為の細部については、事務所長の指示に従わなければならない。
- ⑭許可の日から1ヶ月以内に採取行為に着手せず実際に採取の意図も認められないときは認可を取り消す場合がある。
- ⑮採取にあたっては、別記様式aによる採取日誌を作成し河川管理者の要求があれば提示しなければならない。
- ⑯経済産業省令、国土交通省令で定められたところにより、業務状況報告書を提出すること。
- ⑰期間の延長は原則として許可しない。
- ⑱掘削（採取）の場所における粒径が300ミリメートルを超える転石については、採取を認めない。
- ⑲掘削（採取）の場所における土曜日、日曜日、年末年始（12月29日～1月3日）、祝日及び平日日没後の作業は禁止する。
- ⑳大雨等により河床掘削箇所土砂が堆積するなど、砂利採取法第16条の採取計画に変更が生じた場合には同法第20条に基づく変更手続きを速やかにとること。
- ㉑許可を受けた者の住所を変更したときは、速やかに事務所長に届け出なければならない。

8. その他

- (1) 掘削（採取）、積込、搬出及び付随する全ての費用（機械費、人件費、仮設費、安全費（公道に配置する交通誘導員含む））等、代行工事に要する費用は、河川法第69条の規定により代行者が負担しなければならない。

- (2) 第三者に危害を及ぼした場合、苦情等を受けた場合は速やかに仁淀川出張所へ報告すること。なお、万一危害が発生したときは代行者が賠償責任を負うものとする。
- (3) 申出書、採取計画概要書及び工事の許可等の申請書の作成及び提出に要する費用は、代行者の負担とする。
- (4) 提出された申込書は返却しない。
- (5) 河床掘削の場所の試掘を希望する者は、河川管理者の立会の下、代行者自らの費用において試掘を行うことができる。
- (6) 本件に関する土石採取事業は、掘削土石の運搬や選別等の実施にあたって、行政又は地域住民の意見を尊重しなければならない。
- (7) 予定数量に余裕がある場合は、複数の候補者を選定する場合がある。又は別途公募を行うことがある。

9. 添付資料

位置図

平面図

平面図（航空写真）

横断面図

申込書（様式1）

採取計画概要書（様式2）

誓約書（様式3）

別記様式 a

以上

令和4年度 仁淀川公募掘削範囲 位置図



 公募掘削対象範囲

令和4年度 仁淀川公募掘削範囲 航空写真

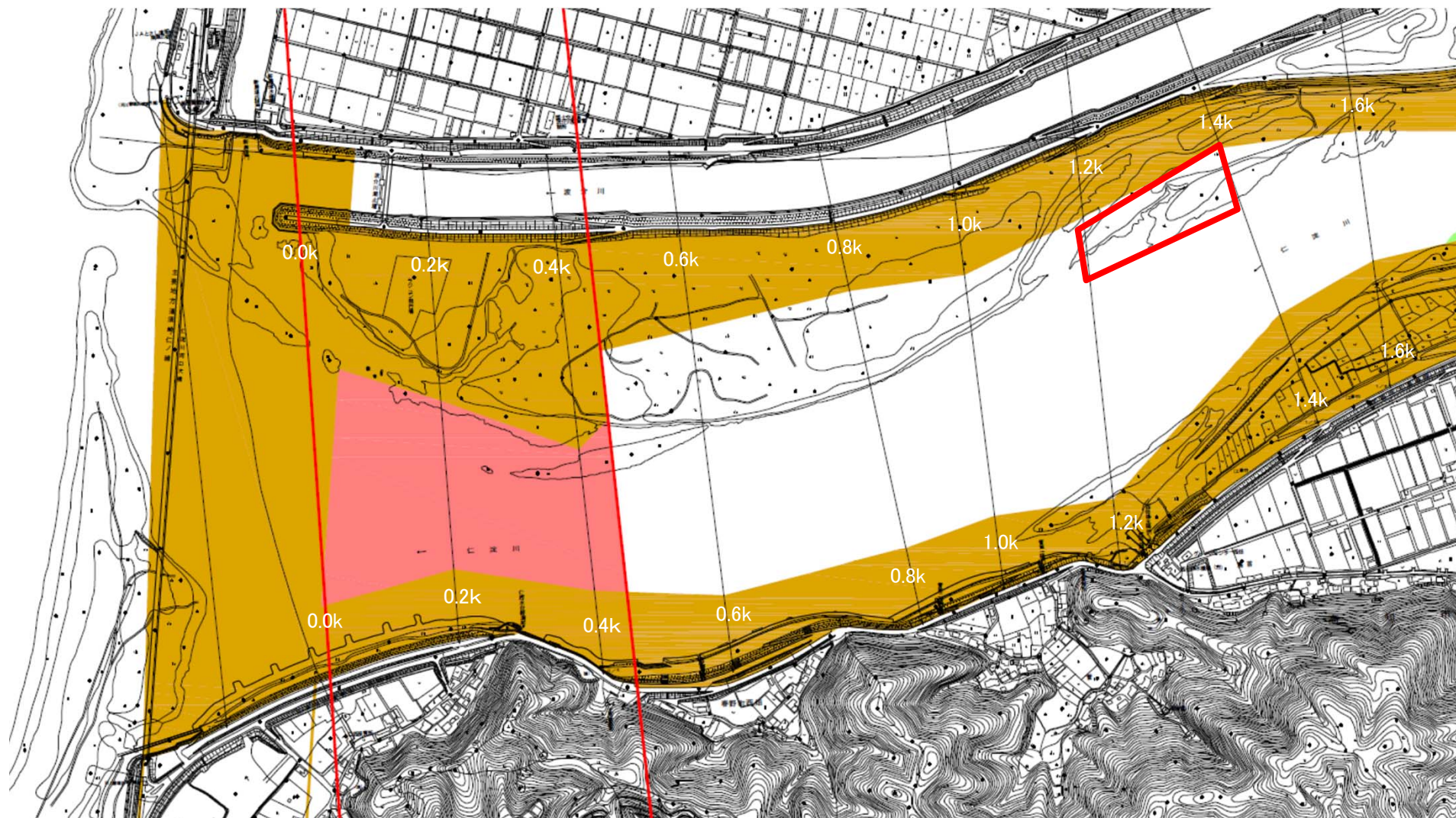


 公募掘削対象範囲




掘削可能範囲(赤枠)は、令和2年10月の航空写真をもとに概ねの範囲を示したものであり、その後の出水等により砂州の形状が変化しているため、実際の掘削範囲と異なる場合がある。

令和4年度 仁淀川公募掘削範囲 平面図

高知市春野町西畑地先(1.2k~1.4k)

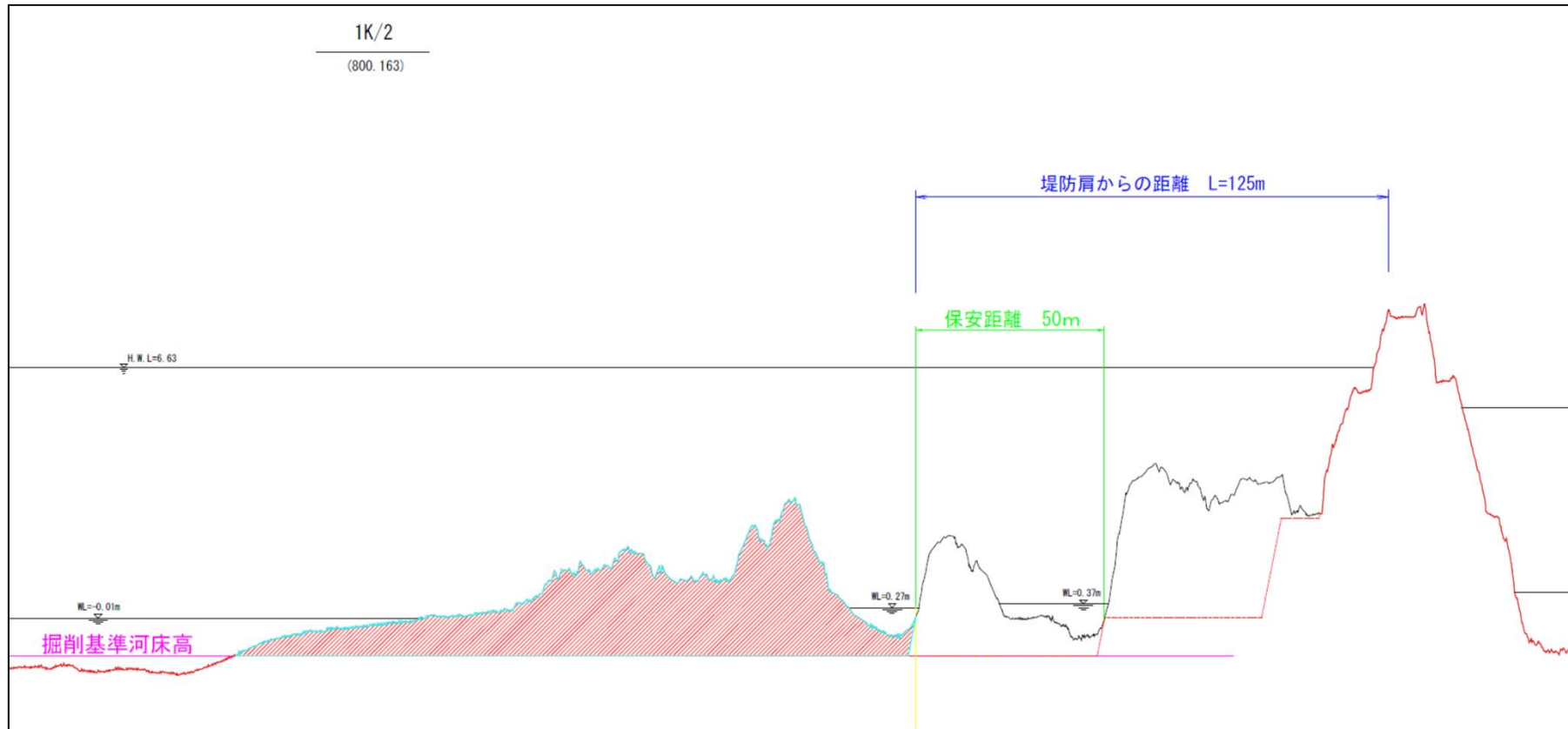


掘削可能範囲(赤枠)は、平成23年11月の航空測量成果より図示したものであり、その後の出水等により砂州の形状が変化しているため、実際の掘削範囲と異なる場合がある。

-  禁止区域
-  民地
-  保安区域
-  公募掘削範囲

令和4年度 仁淀川公募掘削範囲 標準断面図①

高知市春野町西畑地先(1.2k)

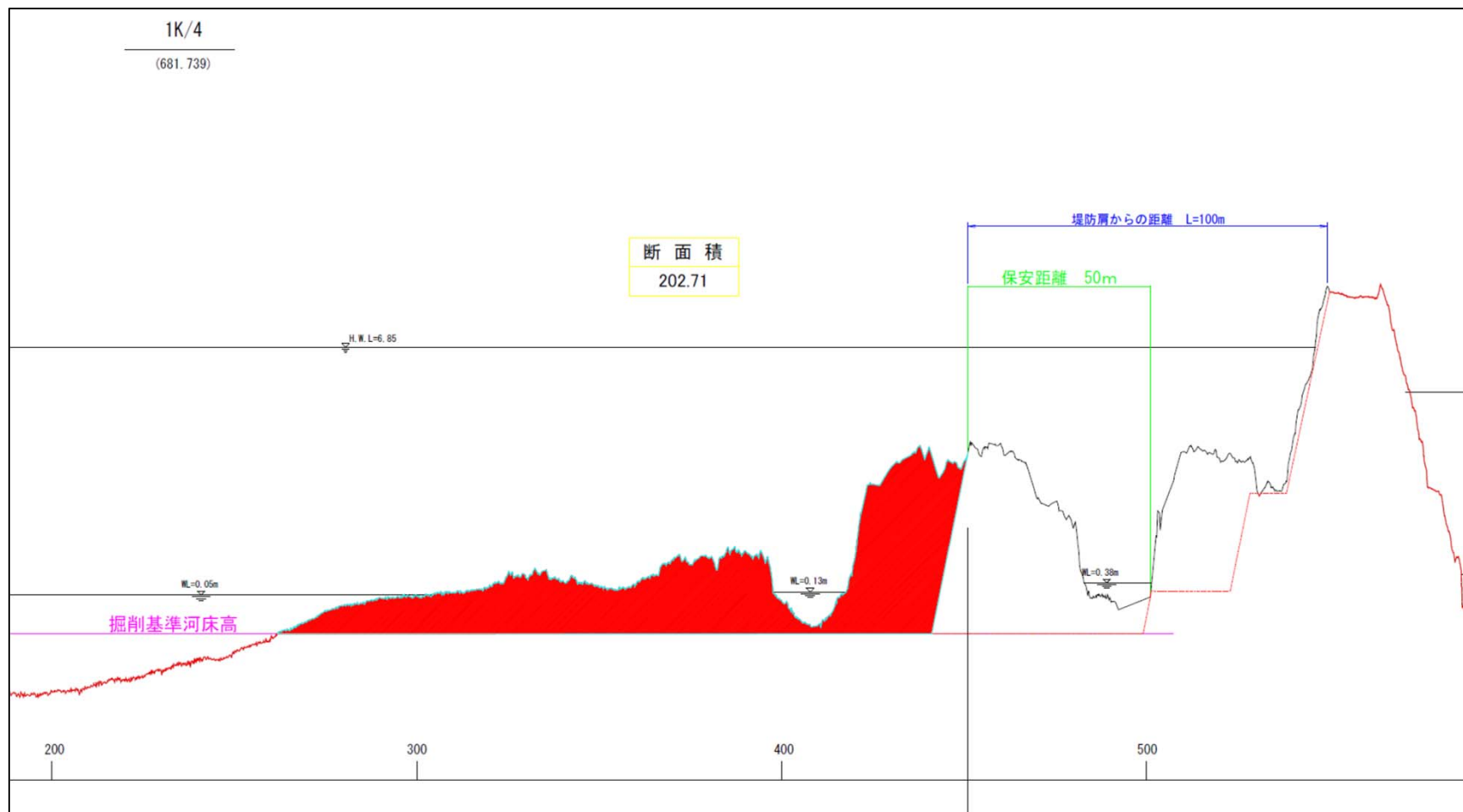


 公募掘削範囲

掘削可能範囲(赤枠)は、令和3年3月の測量成果より図示したものであり、その後の出水等により砂州の形状が変化しているため、実際の掘削範囲と異なる場合がある。

令和4年度 仁淀川公募掘削範囲 標準断面図②

高知市春野町西畑地先(1.4k)



公募掘削範囲

掘削可能範囲(赤枠)は、令和3年3月の測量成果より図示したものであり、その後の出水等により砂州の形状が変化しているため、実際の掘削範囲と異なる場合がある。

【様式 1】

申 込 書

令和 年 月 日

四国地方整備局
高知河川国道事務所長 様

申出者 住所又は所在地

氏名又は名称等
代表者氏名

印

一級河川仁淀川水系仁淀川における河床掘削工事の代行を条件とした
河川砂利等の採取の申し込みについて

このことについて、別添採取計画概要書のとおり採取したいので申し込みます。

【様式2】

採取計画概要書

(1)	氏名又は名称（ふりがな）	
(2)	住所又は所在地 連絡先（TEL）	
(3)	代表者氏名（ふりがな）	
(4)	担当者名（ふりがな） 担当部署 連絡先（TEL）	
(5)	砂利採取業の登録年月日及び登録番号 （写しを添付すること）	
(6)	建設業の許可年月日及び許可番号 （写しを添付すること）	
(7)	業務主任者	氏名（ふりがな） 資格取得年月日・番号
(8)	採取計画希望数量	m3
(9)	採取した土石の利用方法	
(10)	着手から完了までの工程	
(11)	掘削のための設備その他の施設	
(12)	洗浄選別後の不用残土等の処分方法	
(13)	砂利等の数量確認方法（掘削量及び搬出量）	
(14)	現場の管理方法（作業日、作業時間以外を含む）	
(15)	掘削に伴う災害及び事故防止のための方法及び施設	
(16)	濁水流下防止の方法	
(17)	砂利等の搬出先、搬出方法及び搬出経路	
(18)	砂利等の搬出における安全対策及び清掃方法	交通要所へのガードマン配置 有（ 人 ） ・ 無
(19)	試掘希望の有無	有 無

(注) ①工事工程表その他参考となる資料を添付すること。

②今後砂利採取業者の登録を受ける見込みの時は、登録申請書（案）を添付すること。

③当様式に記載しきれない場合は、適宜用紙を追加すること。

採取計画概要書

(1)	氏名又は名称（ふりがな）	〇〇採石
(2)	住所又は所在地 連絡先（TEL）	高知県△△市▽▽町〇〇-□□ 088-×××-〇〇〇〇
(3)	代表者氏名（ふりがな）	〇〇 〇〇
(4)	担当者名（ふりがな） 担当部署 連絡先（TEL）	□□ □□ 088-×××-□□□□
(5)	砂利採取業の登録年月日及び登録番号 （写しを添付すること）	123456789
(6)	建設業の許可年月日及び許可番号 （写しを添付すること）	H〇〇-□□-×× 国土交通大臣許可第 000000 号
(7)	業務主任者	氏名（ふりがな） 〇〇 〇〇（〇〇 〇〇） 資格取得年月日・番号 H〇〇-□□-××
(8)	採取計画希望数量	17,700 m ³
(9)	採取した土石の利用方法	土木建築工事用骨材
(10)	着手から完了までの工程	別紙 工程表による
(11)	掘削のための設備その他の施設	バックホウ 0.8m ³ 、ブルドーザ 15 t
(12)	洗浄選別後の不用残土等の処分方法	埋立用盛土
(13)	砂利等の数量確認方法（掘削量及び搬出量）	掘削前後の測量 ダンプトラックの搬出台数で確認
(14)	現場の管理方法（作業日、作業時間以外を含む）	現場進入路にバリケード、現場点滅灯の設置 重機は高水敷に保管し第三者が立ち入らないよう 現場点滅灯で囲む。天候見て重機の避難判断
(15)	掘削に伴う災害及び事故防止のための方法及び施設	バックモニター付バックホウの採用。
(16)	濁水流下防止の方法	下流側にノッチタンク、汚濁防止フェンスの設置
(17)	砂利等の搬出先、搬出方法及び搬出経路	プラントまでの経路を示した地図を添付
(18)	砂利等の搬出における安全対策及び清掃方法	交通要所へのガードマン配置 (有) (〇人) ・ 無 搬出口にタイヤ洗浄場の設置
(19)	試掘希望の有無	(有) 無

(注) ①工事工程表その他参考となる資料を添付すること。

②今後砂利採取業者の登録を受ける見込みの時は、登録申請書（案）を添付すること。

③当様式に記載しきれない場合は、適宜用紙を追加すること。

【様式3】

令和 年 月 日

四国地方整備局
高知河川国道事務所長 様

申出者 住所又は所在地
氏名又は名称等
代表者氏名

印

誓 約 書

令和 年 月 日付けで公告のありました「一級河川仁淀川水系仁淀川における河床掘削工事の代行を条件とした河川砂利等の採取希望者 募集要領」を熟読した上で、下記のとおり誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 砂利採取法第14条に定める業務主任者のうち少なくとも1名を本件に専ら従事させることができることを誓約いたします。
2. 次の①から⑤までの欠格事項のいずれにも該当しない者であることを誓約いたします。
 - ①当該作業を実施する能力を有しない者。
 - ②破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない者。
 - ③採取希望申込書の提出期限前2年以内に、河川法、砂利採取法及び採石法昭和25年法律第291号)に係わる違反による有罪判決、起訴(訴訟中を含む。)又は重大な行政処分を受けた者。
 - ④会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続きまたは再生手続きの開始の申立てがなされて、更正手続開始の決定又は再生計画認可の決定がなされている者。
 - ⑤過去3年間で法人税、所得税、消費税の滞納がある者。
3. 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして排除要請があり、当該状態が継続している者でないことを誓約いたします。

【別記様式 a】

(表紙にのみ記載)

住所・氏名			
許可番号		採取数量	m ³
採取番号		採取期間	

A4 縦

採 取 日 誌			
			業務主任者 印
令和 年 月 日 曜日	天 候		採 取 量
開始時間	終了時間		
運搬自動車延台数 台		採取稼動人員 人	
業務主任者の監督に関する事項	時 間	時 分	時 分
	監督の内容		
	除去土、汚濁水及び埋戻し等の措置内容		
	災害の状況、原因及び措置内容		
その他			